

公 告

下記農地について、利用権を設定する裁定をしたので、農地法第 41 条第 3 項の規定に基づき公告する。

令和 8 年 9 月 1 日

福島県知事

記

1 農地の所在等

番号	所在・地番	地目	面積 (㎡)
1	南会津郡下郷町大字豊成字小倉田 1701	田	1,272
2	南会津郡下郷町大字澳田字家平 55	田	1,019

2 農地を利用する権利の内容等

番号	内容	始期	存続期間	借賃に相当する 補償金の額
1	水稻の栽培で利用	令和 8 年 10 月 1 日	10 年 3 月 (令和 18 年 12 月 31 日)	130,485 円
2	ソバの栽培で利用	令和 8 年 10 月 1 日	5 年 3 月 (令和 13 年 12 月 31 日)	

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地

公益財団法人福島県農業振興公社
(福島県農地中間管理機構)
理事長 芳見 茂
福島県福島市中町 8 番 2 号

4 農地の所有者等の情報

室井 徳 (亡)
佐藤 吉之丞 (亡)

5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに福島地方法務局に補償金を供託してください。